

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 57 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり管理規程の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 9 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 変更認可の年月日

令和 2 年 5 月 19 日

2 変更認可を受けた土地改良区の所在地及び名称

佐賀市大財三丁目 8 番 15 号

佐賀土地改良区

3 土地改良施設の名称

北山ダム

4 管理規程の変更内容

国営総合農地防災事業嘉瀬川上流地区による北山ダムのゲート改修に伴う  
操作規程の変更、洪水時の予備警戒体制の追記等